

令和元年台風第15号の影響による停電の被災者の皆さまに対する 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の 救援対策

令和元年台風第15号の影響による停電の被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構では、災害救助法の適用を受けた地域の被災者の皆さまに対する救援対策として、郵便貯金・簡易生命保険に関する非常取扱いを実施します。
なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取扱いいたします。

1 災害救助法適用市町村

【千葉県】

千葉市	鴨川市	香取郡神崎町
中央区	君津市	香取郡多古町
花見川区	富津市	香取郡東庄町
稲毛区	四街道市	山武郡九十九里町
若葉区	袖ヶ浦市	山武郡芝山町
緑区	八街市	山武郡横芝光町
銚子市	印西市	長生郡一宮町
館山市	富里市	長生郡睦沢町
木更津市	南房総市	長生郡長生村
茂原市	匝瑳市	長生郡白子町
成田市	香取市	長生郡長柄町
佐倉市	山武市	長生郡長南町
東金市	いすみ市	夷隅郡大多喜町
旭市	大網白里市	安房郡鋸南町
勝浦市	印旛郡酒々井町	
市原市	印旛郡栄町	

2 取扱内容

(1) 郵便貯金

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の郵便貯金の以下の非常取扱い

ア 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し

イ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し

※ おひとりさま20万円まで

(2) 簡易生命保険

簡易生命保険の保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の以下の非常取扱い

ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

イ 保険金の非常即時払等

(7) 保険金及び未経過保険料の非常即時払

(4) 基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の

非常即時払

- (ウ) 特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払
- (エ) 普通貸付金の非常即時払
- (オ) 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）の非常取扱い
- (カ) 契約者配当金の非常即時払

3 取扱場所

- (1) 郵便貯金の非常取扱い

株式会社ゆうちょ銀行の各営業所並びに日本郵便株式会社の郵便局及び簡易郵便局
※簡易郵便局については貯金取扱局のみとなります。

- (2) 簡易生命保険の非常取扱い

株式会社かんぽ生命保険の各支店及び日本郵便株式会社の郵便局（簡易郵便局を除きます。）

※ 台風等の影響により、ご利用いただけない郵便局及びATMがございます。お客さまには大変ご不便をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

4 取扱期間

- (1) 郵便貯金の非常取扱い

令和元年9月13日（金）から令和元年10月15日（火）まで

- (2) 簡易生命保険の非常取扱い

令和元年9月13日（金）から令和元年10月15日（火）まで

なお、保険料の払込猶予期間は、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

5 お客さまのお問い合わせ先

- (1) 郵便貯金

ゆうちょコールセンター 0120-108420

受付時間 平日 8:30～21:00

土・日・休日、12月31日～1月3日 9:00～17:00

- (2) 簡易生命保険

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00～21:00

土・日・休日 9:00～17:00（1/1～1/3を除きます。）

■ ゆうちょコールセンター、かんぽコールセンターともに、携帯電話、PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。（IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。）